

平成25年度第2回白井市まちづくり審議会会議録

1. 開催日時 平成26年3月6日(木) 午後2時から午後4時まで
2. 開催場所 白井市役所3階第2会議室
3. 出席者 野口会長、竹本副会長、西山委員、桑原委員、福岡委員、柴田委員、竹内委員、清水委員、宇井委員
4. 欠席者 岩本委員
5. 事務局 小林部長、武藤課長、東山副主幹、黒澤主査補、鈴木主事補
6. 申請者 3人
7. 関係者 5人
8. 傍聴人 2人
9. 議題 「白井工業団地地区まちづくり計画(素案)」の措置の決定について
10. 議事

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第2回白井市まちづくり審議会を開会いたします。

審議会の開催に当たりまして、環境建設部長よりご挨拶を申し上げます。

事務局 小林でございます。よろしくお願ひします。

本日、皆さんお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会議につきましては、白井工業団地地区まちづくり計画の素案に対して、昨年11月に審議をいただいたところでございましたけれども、その中で、反対の方の意見も聞くということになりましたので、本日、第2回を開催させていただきました。委員の皆様には慎重に審議をお願いしたいと思います。

以上です。

事務局 それでは、まず本日の資料のご確認をお願いします。

次第でございます。次第の次に配付資料一覧、この一覧に基づきまして、資料の中央部の一番下にページ番号をつけております。1ページ目は資料の1、白井市まちづくり審議会規則になっております。最終ページが5ページです。最終ページは資料の5でございます。

それとはまた別綴じで、別紙の1、それと別紙の2という資料をお配りしております。それぞれ関係者からの説明資料になっております。

それから、本日は追加の資料といたしまして、机の上にあらかじめ置かせていただきました建築基準法の51条の補足資料の1枚資料があります。

本日の配付資料は以上でございます。

資料に関しまして不備やお気づきの点がございましたら、事務局のほうにお申しつ

けくださいますよう、お願いいたします。

続きまして、定足数の報告をさせていただきます。

本日、欠席の委員は岩本委員となっております。委員定数が10名でございます。そのうち9名の出席をいただいている状況でございます。白井市まちづくり審議会規則第3条第2項の規定によりまして、委員定数の過半数のご出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立いたします。

また、この審議会につきましては、白井市まちづくり審議会規則第3条第1項の規定によりまして、会長が会議の議長を務めることになっております。

それでは、野口会長、よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、よろしくお願いいたします。これより議事に入ります。

本日は、次第にありますとおり、第1回審議会の議案である白井工業団地地区まちづくり計画素案の措置の決定について、審議会として関係者の意見を聞く必要があると前回決めましたので、開催するものです。

なお、審議会の公開の扱いについて、白井市まちづくり条例45条1項の規定に基づいて公開としたいというように思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

会 長 それでは、公開とするので傍聴者の入場をお願いします。

しばらくお待ちください。

[傍聴者入場]

それでは再開いたします。

それでは、審議会の開催に当たって一言、述べさせていただきたいと思えます。

今回の審議会は議題にもありますとおり、略称ですが、工業団地地区まちづくり協議会から市長宛てに申請がありました地区まちづくり計画素案に関する措置を決定するに当たって、審議するというものです。

協議会からの計画素案について反対の意見が出されておりますので、反対のご意見を出された方のご意見を聞かないと、正当で公平な審議ができないというように考えましたので、反対者の意見を聞くというようなことが趣旨であります。

したがいまして、提案についてこれから審議会が審議をするわけですが、この提案がいいのかどうかということ、提案が合理的なのかどうかということについて協議会にはお話を聞くし、あるいは反対者がいるんで、反対者の反対意見が、反対意見も同様に合理的なのかどうかということをお聞かせいただけないという趣旨です。

委員の方々もご自分の意見を言うのではなくて、できるだけ、後で審議するときに公平な審議ができるように皆さんの意見を聞くという姿勢で臨んでいただければ、非常にありがたいというように思っております。

もう1点、発言について、委員も皆さんも挙手して、私に発言してもいいかどうか

と求めた上でご発言いただければと思います。円滑に進めたいので、よろしくお願いします。

それから、発言についてもできるだけ論旨をできるだけ明確にして、ご発言いただければ、協議会も同様でありまして、論旨を明確にしてご発言ください。

なお、2時間以内で進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、後は事務局のほうでいろいろと資料がありますのでご説明いただければと思います。

事務局 それでは事務局から簡単に説明させていただきます。

初めに、先ほど会長からも説明がありましたが、本日の審議会の開催の趣旨を説明いたします。

1 ページの資料1をご覧ください。

[関係者から録音機の使用について発言あり]

会 長 関係者の方なので録音してもいいかどうか質問が出ています。

ほかの用途で利用しないということを前提に録音を許したいと思いますが、よろしいですね。

事務局 それじゃあ続けさせていただきます。

会 長 どうぞ、すみません、ちょっとスイッチ入れるまで待ってください。

関係者 申しわけありません。

会 長 いえいえ。

[録音機の準備]

会 長 じゃあ、再開します。どうぞ。

事務局 1 ページの資料1を最初にご覧ください。こちらの資料ですけれども、白井市まちづくり審議会規則となっております。黄色で示している第4条をご覧ください。第4条に、審議会の必要があると認めるときは、議長に資料の提出を求め、または関係者に対し出席を求め、意見若しくは説明を聞くことができる、とあります。本日の審議会はこの規則第4条に基づき、ご出席いただいている関係者の方の意見を聞く場となります。

続きまして、2 ページの資料2をご覧ください。こちらは白井市まちづくり条例の抜粋になります。第8条の黄色で示している部分をご覧ください。地区まちづくり計画の定義となっております。第3号に、道路公園等の地区施設の整備または建築物、その他の工作物の用途、形態等に関する制限、と規定されており、これに基づきまして白井工業団地地区まちづくり協議会より申請されております、地区まちづくり計画素案では、特定の土地利用に関して建築物を設置し、建築物内で行わなければならない旨の提案がなされております。

続きまして、3 ページの資料3をご覧ください。白井工業団地地区まちづくり協議

会より申請されております、白井工業団地地区まちづくり計画素案提案書の抜粋になります。建築物その他工作物の用途、形態等に関する制限の項目の黄色で示している部分をご覧ください。こちらの中で、周辺環境に負荷を与える土地利用を①から⑤で示し、建築物を設置し、建築物内で行わなければならない旨を定めております。

その①から⑤の土地利用のうち、③の汚泥処理施設が反対者の方から反対の理由の1つとして挙げられております。また、前回の審議会におきましても、こちらの土地利用について問われたものになっております。

最後に、この汚泥処理施設とその申請手続きのフローについて簡単にご説明申し上げます。4ページの資料4をご覧ください。廃棄物処理及び清掃に関する法律、以後廃掃法と省略させていただきます。こちらに規定されている産業廃棄物の処理施設の資料になります。産業廃棄物処理施設の間処理施設は資料にあるとおり、廃掃法施行令第7条の第1号から13号の2までに上げられております。こちらの黄色で示している1号から3号をご覧ください。こちらが汚泥処理施設の号となっております。

続きまして、5ページの資料5をご覧ください。こちらの資料ですけれども、廃棄物処理施設の設置にかかる法体系と同施設の設置の許可に係る手続きについてまとめた資料となっております。表1をご覧ください。こちらは廃棄物処理施設の設置にかかる法体系になります。まず右側をご覧ください。こちら、廃掃法では、書かれてあるとおり環境保全の観点から施設計画の妥当性、環境対策を判断します。

左側をご覧ください。こちら、建築基準法では、都市計画の観点から敷地の位置の適格性等を判断します。また、案件は都市計画審議会に付議されます。

なお、建築基準法51条のただし書き許可につきましては、本日、配付しました追加の資料をご覧ください。まず、上の建築基準法51条の本文をご覧ください。この本文で、卸売市場等の用途に供するものは、その位置が都市計画決定していないと設置できない旨が規定されております。この本文の黄色で示してありますその他政令で定める処理施設としまして、下の建築基準法施行令第130条の2の2をご覧ください。黄色で示してあります第2号のイをご覧ください。こちらは先ほど資料4にて説明をしましたが、廃掃法施行令第7条の1号から13号の2までに掲げられております処理施設となります。

再度、上の建築基準法51条をご覧ください。下線の引いてあるただし書きをご覧ください。このただし書きで県の都市計画審議会の議を経て、その位置が都市計画上支障がないと認められ、許可された場合は、その位置が都市計画決定していなくても設置できる旨が規定されております。

資料5にお戻りください。下の表2をご覧ください。こちらは、廃棄物処理施設が許可に係る手続きのフローになっております。右側が廃掃法、左側が建築基準法の手続きのフロー図になっております。右側の廃掃法の施設の設置許可の手続き等、左側

の建築基準法51条のただし書きの許可の手続き、こちらは並行して行われますが、建築基準法51条ただし書き許可につきましては、事前協議書というものはございませんので、廃掃法における施設の設置許可の事前協議が終了して建築基準法ただし書き、建築基準法51条のただし書きの許可申請が受理されるという流れとなります。

簡単ですが、事務局からの説明は以上となります。

会 長 ありがとうございました。

1点だけちょっと注意をお願いしたいのですが、この審議会はまちづくり条例の審議会でありまして、当然、今、市からありました、建築許可を与えるための審議会でもないし、廃棄物処理法に基づくこれは県知事の権限なのですが、許可等を与えるための審議会ではない、あくまでもまちづくりという観点で、土地利用の観点で審議し、なおかつ今回の審議会は申請者からありました、計画が適切かどうかということ審議する審議会です。今日、反対者の方がおそらく、今後の手続きで建築基準法あるいは廃棄物処理法に基づいた手続きを県あるいは市にされるのだらうと思いますが、そのための審議をする場ではありません。その点は誤解のないように。繰り返しますが、まちづくり条例の計画を申請者から上がってきたので、この計画が適切であるかどうかということ審議する場ありますので、よろしくその点、ご注意をお願いしたいと思います。

それでは、申請者からのご意見、それと反対者である事業者さんからのご意見をいただきたいと思います。

まずは申請者の方から、どういう組織のどなたなのか、できれば立場、例えば代表であるとか、委任をもらってるとかということをおいて、ご自分のお名前を名乗ってから、簡潔にご意見いただければと思います。

申請者の方からよろしく申し上げます。

申請者 ●●と言います。今日、●●も●●も来ておりますけども、私のほうから時間の関係もありますので、申し上げたいと思います。

それから書類として出しております別紙2のほうで、白井工業団地地区まちづくり計画の必要性についてということで、まず1つは白井工業団地の置かれている現状から考えているわけです。白井工業団地は48年が経過しておりまして、なおかつ工業専用地域の面積293ヘクタールあります。ただ、48年前につくられておりますが、創業してからたっておりますが、第1工業団地、第2工業団地と別れておりまして、第2工業団地のほうが広いんですけども、整備されたのは半分の地区です。後の半分は未整備地区ということもあって、当時は第3次の整備計画を行うということもありましたけども、結果的には実施できなくて、外周道路もできなくて、全部道路の先は突き当りになってきてる、あるいは未整備地区のところは、農家の方が土地を持っておりますけれども、農家の人たちと事業をやる人との相対取り引きでやっているもん

ですから、非常に事業者の都合によって、売り手の都合によって細分化されて、そして事業が展開されてるというような状況です。

それから、道路も国道から入っていく道路あるいは周辺を含めて入っていく道路がありますが、当時はそれなりの道路だったんですが、ただ、大型車の車の時代になりまして、非常に道路が狭くなっております。しかし、道の両端には既に都市化してる現象もあったり、工場が建ったりして、なかなか拡張ができないという状況下にもあります。

そういった中では中小の会社が密集しております。いろんな法人全部入れていくと、300を超える事業者が集まっています。そういった中で、働いてる人たち7,000人からおまして、非常に、言ってみれば住宅で言えば長屋のようなところで事業をして、お互いに協力し合って働いてるというのが現状です。

それから2つ目としては、工業団地は井戸水を使っておりまして、水道組合というものがありますけれども、これが42社でつくってるところがありまして、ほかは全部個々の井戸を掘って水を汲み上げて飲み水にしてるという状況です。

それから、排水は全て河川、川がないものですから、ストレート、手賀沼に流れて行くということもありまして、何かちょっとでも油とか漏れたりなんかするとすぐ手賀沼のほうまでその汚れが浸透する。だから非常に私どもも気をつけながら、あるいは事業者も気をつけながら事業を行ってるという現状です。

それから工業団地に通じる道路というのは全て規制がかかっておりまして、全ての道路が規制です。大型車は通れないところもあるし、それから通れたとしても30キロ制限である、そんな道路ですね。だから、千葉県の工業団地の中でそういうところはないんじゃないかな。それだけ周辺が都市化して、なかなか道路が広げられないという状況があると思うんですが、しかし、実質的にはそういう状況の中で皆さん方が譲り合って、お互いに環境問題等も気を使い合って事業を展開してるというのが現実です。

それから、3つ目として地区まちづくり計画の必要性であります。白井工業団地というのは工業専用地域でありまして、あらゆる業種の進出が可能であるということで、大小含めていろいろなこの事業が展開されておまして、多業種の工業団地になっております。そういった中で、特に環境に負荷をかける事業者、そういうところが非常に多くなっています。したがって、密集して工場があって働いていて、それからほかのところでも爆発事故があったとかね、あるいは汚染物が出てきたとか、あるいは大気が汚れているとかいろんなことがありまして、それだけに工業団地の中の人たちも非常に気を使いながら事業を展開しているというのが実態です。

それから2つ目として、白井工業団地協議会は、工業団地の発展を目指し、環境に負荷をかけない工業団地を築き、地域の雇用促進と地域経済の発展に寄与していき

いと考えてます。また、道路、公園等の地区施設についても行政区画に反映されるよう、地区で合意を図りながら現状の改善を図っていききたいというふうに考えています。

先ほど申し上げたような条件下に置かれておりますから、入ってる人たちと、事業をやってる人たちがお互いに協力し合ってこの環境を汚さない、そしてお互いに迷惑をかけない、そして、きれいな工業団地として発展ができて、環境に負荷をかけないような事業を展開していく、そういう努力をしながら事業展開をしています。そのためにもまちづくり計画というのが必要なんです。そういったような努力をしてるということです。

それから、4つ目としては、前述のとおり、白井工業団地は全体が工業専用地域であるために、あらゆる事業の進出が可能となっています。これはそのとおりだと思います。しかし、法的に許容される事業であったとしても、それだけでは地域が取り組んでいるまちづくりには不十分であります。そのために環境に負荷をかける事業者は、周辺環境に与える負荷を軽減するような白井工業団地の地区のルールが必要になってきています。お互いに粉じんが飛ぶとか、においが出るとか、そういうことを気をつけていく、そういうことにならないようにやっていく、そのための地区のルールづくりというのが今、必要になってきているという状況です。確かに、任意のルールがありますから、地区の権利者や私どもとしては3分の2の賛同を得ておりましてね、今回の案というものをつくったんですが、総会でも賛同を得て、総会にでた皆さん方は関心があるということですね。地域の環境問題とか、あるいはきれいな工業団地、そして地域も含めて環境のいいところで生活をしたいというのは一番の希望でありまして、それだけに3分の2以上の賛同は得られているということであって、そして、そこだけのエゴだとか、そういう問題ではないということです。

この任意のこのルール、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画とすることで、白井工業団地協議会が考えているまちづくりを工業団地の各事業者の方々と協力して進めていきたいというように考えているところです。

3番目として、資料として載せておりますが、千葉県の産業廃棄物処理法を抜粋しています。千葉県の産業廃棄物のこの指導要綱のところも、これ、廃掃法に基づいて、廃掃法が謳っているところを要約して、地方の自治体で行っていく場合については、こういったところに気をつけてもらいたいというような、この指導要綱だと思うんですが、この資料の3ページのところに、そこに事業者等の責務ということで第3条が載せられております。非常に重要なところですから、第3条としては事業者等は廃棄物処理施設の設置及び廃棄物の処理を行うに当たっては、その他関係法令で定める諸基準のほか、要綱に定める諸基準を遵守しなければならないということを、一方で謳っています。

2つ目としては、事業者等は廃棄物処理施設の設置及び廃棄物の処理に起因する公

害及び災害の発生を防止し、地域住民の命及び財産に被害を与えることがないようにしなければならない、ということを謳っております。

3つ目としては、事業者等は廃棄物処理施設の設置等の計画策定に当たっては、県及び関係市町村が定めた土地利用計画及び環境保全に支持する計画に適用するよう、努めなければならない。ですから、市が定めているものあるいはこのまちづくりの地区計画もそうだと思いますが、地域で定めたことについては計画の中に適合するよう努めなければならないということが謳われています。

4としては、事業者等は廃棄物処理施設の設置等に当たっては地域住民の理解を得るようしなければならない。もっともなことだと思います。

5つ目としては、事業者等は廃棄物処理施設の設置の計画、策定及び廃棄物の処理を行うに当たっては、県域から排出される廃棄物等を取り扱いを優先するものとし、県域以外の地域から排出される廃棄物の取り扱いを抑制するよう努めなければならない。

6番目としては、事業者等は、その代表者は廃棄物処理施設の設置等に関し、地域住民その他の関係者への強要だとか脅迫だとか、そういったことを類似するような行為を、あるいは威嚇的な行為をしてはならないということが事業者等の責務として謳われておりますので、これを守っていくためにも、私たちが求めている地域として必要なルールというものを提供しておりまして、したがって、指導方針等何ら変わることもないし、あるいは特別に取り立てて私どもがエゴをむき出しにしてやっているとことじゃないんで、こういう指導方針に基づいてこれを的確にしてくために、地域ルールをつくって、そして私たちと協議をしながら、そして地域の環境を一緒に守っていきましょうと。そういう趣旨で、このところは私どもも考えています。

それから7ページのところで、関係地域住民との調整ということがありますが、第12条でありますけれども、事業者等は当該事業計画の実施に関する環境保全協定を関係地域で管轄する市町村または関係地域住民、世帯主が3分の2人以上を構成する団体、ちょうど私どもの様な、立場のものだと思います。地域で賛同して3分の2以上の組織で構成する団体。ですから、こういったところときちとした締結をしなければならないということを謳われておりまして、これがもう指導方針に基づいて、なおかつこの指導方針というのが廃掃法と何ら齟齬することなく、あるいはそれに基づいてつくられていると思いますので、こういうことを否定するとか、だめだということ自体がおかしいんじゃないかなという感じがします。

私どもはそういう考え方でもって、白井工業団地の将来にわたって発展する工業団地、そして環境は汚染のない、あるいは負荷のかけない事業者でもって、お互いに協力し合って工業団地を使うと。そのことが、例えば今のように大変厳しい経済状況の中では、まずはつくってる品物はどんなのかと。それから周りの環境はどうなのか。

工場環境はどうか。それによって発注するかどうかで決められてきますから、私どもも白井工業団地として生きていくとしたら、そういう周りの環境から、内部の環境から気をつけていかないと、お互いに協力し合っていないと、工業団地としてはだめになっていくと思います。

それからもう1つは、大変精密な機械加工や何かをやっておりまして、1,000分の1ミリでも狂えば大きなシャフトなどは使い物にならなくなるとか、あるいは医療精密機器をつくっているとか、それから海外等の輸出をしております、もし環境が悪いということになれば取り引きが停止になりますよということも出てきますので、そういった意味では、将来にわたって安心して事業ができて、安心して働ける工業団地。そのためには、まずは環境をきれいにしながらやっていこうと。そういう趣旨で申し上げておりますので、そのことを地域の3分の2の人方の賛同を得て、こういうものについてはこのように気をつけていこうということで、集約をして、素案として出したのがこのまちづくりの内容です。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

では、次に反対者からご意見を下さい。

関係者 ●●と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

今日、この流れの中で、私と●●のほうと2名で、ちょっと今回の説明したいと思います。

会 長 まちづくり審議会では、環境分野、あまりプロがいないんで、何の法律に基づいたどういう事業者であるかっていう、ご説明いただくと、我々も理解が深まると思います。どういうご商売をやられてる方なのか教えていただけるとかと思います。

関係者 まず、そもそも●●という会社は、生コンのミキサー車を60何台所有しまして、通常生コンの運搬それから産業廃棄物の汚泥の運搬処理を、汚泥の運搬を事業内容としてやってまいりました。

私がこの会社、就任する以前は、やはりこのグループの中で千葉県で汚泥の処理施設の代表取締役をやってまして、許可取りから約4年間、その代表取締役を経て今回、白井工業団地に汚泥の処理施設をつくらうということで、23年の11月に土地を購入したっていうのが――22年ですね。

まず、工業団地っていうことで、反対する理由が4点ありまして、財産権の侵害それから土地利用に対する不当な介入、既得権の不当な保護目的が不合理かつ不当であるということ、それと、不適切な手続き、この4つの理由で反対しております。

まず1番目の財産権の侵害というのは、まず白井工業団地、工業専用地域ということもありまして、産業廃棄物の施設をつくる場合に事前協議は免除っていうところで

した。いろんな妨害とかいろんなことがありまして、途中から。

会 長 何の事前協議ですか。

関係者 産業廃棄物。汚泥処理施設ですね。

会 長 わかりました。

関係者 ありまして、今は事前協議の申請をしております。

工業団地っていうこともありまして、最初のころは同意書もいらない、いろんなその部分で利便性がいいっていうことで、財産権の価値もものすごい高かった場所です。ですから、土地を購入してここで建設汚泥の処理場をやろうとしたんですけども、今回まちづくり計画によって、その根底からねじ曲げられるというか、まず露天で、どこの汚泥の中間処理場も屋内でやってるところが、建設汚泥ではございません。天日乾燥もありますし、そういう処理施設なのに、屋内でやらなきゃならないということは、最初、また一からまたやり直さなきゃならないというところから、財産権の侵害ということを書かしていただきました。

それと、2番目の、土地利用に対する不当な介入というところなんです。これ、資料、あらかじめ配ってありますけども、(2)のところなんですけど、まず①、その権利、処分に対する届け出とか、②の建築修繕等の事前承認、指導の権限を理事会に与えとか、4番目が工事を行う事業所に工事協定において締結を義務づけるとか、これに従わない場合は広告紙等で公表する、これはもう、社会的に何か制裁を科せられるみたいな。本当に、個人に対する越権行為じゃないかなっていう気がします。法のもとに、廃掃法のもとで検討、しっかりいろんな計画を進めてやってるものに対して、ここでそういうことがちょっと越権行為じゃないかなっていうことです。

それと、3番目の既得権の不当な保護というところなんですけども、これは、白井工業団地地区まちづくり計画案は、第6条の規制対象施設項目として汚泥処理施設が特定されていることは、白井工業団地地区まちづくり計画案が明らかに、当社の施設を敵視してるんじゃないかなという気がいたします。

この件ですね、今も、この後、話が出ると思いますが、きのう付で信用毀損それから偽計業務妨害ということで白井、印西警察署のほうにもこれの告訴状を提出しております。受理されました。

それと、4番目の不適切な手続きですけども、これは、白井工業団地まちづくり計画案という、その賛同を募るということで、平成25年の6月10日付で文書で工業団地に土地建物を所有してる全ての地権者に、事業をする賛同のお願いの文書が行かれたかと思います。このときに、私どもには、その通知が来ませんでした。そのことはほかから聞きまして、白井市役所のほうに話して、ようやく2カ月後にこの文書が来たっていうことです。これが本当に不適切な、全てに通知しなきゃならないようなものを反対し得る、反対っていうか何があるかわかりませんが、私どもには来てな

かったっていうことです。

関係者 そしたら、私、それに対して。
本日、このような機会をいただいて。

会 長 遠慮なく、座って。

関係者 ●●と申します。

●●は29社、会社を経営しております、グループの年商は180億円、経常利益等は地元でも有数の企業母体となっております。そのうちの1社が●●であります。

会 長 そういう関係になっているわけですね。

関係者 私はオーナーでございます。●●はもう1人、隣にいる●●、これは産業廃棄物処理業者が30社ほど集まっている環境省認可の事業組合でございます。それも私が創設者でございます。

私ども、今現在、簡単に申しますと、関東で7カ所の汚泥の中間処理場及び汚染土壌とか、そういった泥にまつわる施設を有しております。ほとんどが所有地であり、ほとんどが近くに住民さんがいるような、そういった全く山奥ではなくて、そういうところで住民さんたちの理解を得ながらやらせていただいております。

そのほかりサイクルセンターとか、そういったものをグループ化して、お客様、ゼネコンさんから発生された汚泥をリサイクルまで、再生砂まで変える、なお且つ、あと汚泥等を流動化処理土と申しまして、私が産業廃棄物の汚泥を流動化処理土として公共工事に使うという、あれですね、特許権者でもございます。

そんな私どもの会社なんでございますが、私自身が白井工業団地に処理施設を持ちたいことは、長年の夢でございました。それは、工業団地というのが都市計画法で言えば工業専用地域、言うなれば、先ほどお話も出ましたが、どんな事業ももちろん法を遵守しなくちゃいけません、どんな事業でもできるというのが工業専用地域の性格でございます。

数年前に私ども200坪の土地を購入しまして、そこで汚泥の処理場をつくろうと計画しました。そのときに、水道水源が近いということで、結論から言って事業を撤退しました。ただ、しかしながら、そのときに白井工業団地協議会の水道組合さんが非常に紳士的に、我々と対話していただきまして、私どもの土地を相場の価格で買い取っていただいた経緯があります。ですから、私としましては、非常に白井工業団地さんに対して誠意的に接しようと思っておりました。

しかしながら、今回、1,000坪の土地を購入し、周辺500坪も今、私どもの所有地になろうとしてますけども、ここで中間処理場を設置しようと思ったのが、もう土地を購入した後ですね、競売で買ったんですけども、思ったのが、平成22年の7月のことでございます。23年の7月に白井工業団地さんにご挨拶に伺い、簡単な、

こんなような形になりますよと言う書面をお持ちしたところ、そこから、一気に反対運動が起こされたことを知ったのが、8月に入ってからでございました。その辺は細かく言ってもきりがありませんし、その、反対された内容がとやかくってというのは、もう前に皆さんのほうに資料としてもうお配りしております。ただ、これは一言で言えば、本当に事実無根に近い状態のもので、先ほどの協議会さん側のお話にもありましたが、いつしか産業廃棄物の中間処理場反対に対しての話になってしまってるんですね。私も手前みそながら、今現在、現役の大学院生をしております、公共政策学を学んでいる一人でございます。ですから、まちづくりの大切さというものはそれなりに認識している一人でもございます。それが、本当にその地域地域、私の住む●●でもそうですけども、地域地域でこういったことがなされるのは、もう常識でありまして、当然のことなんです。

しかし、前回、11月27日のこちらの審議会の議事録を読ませていただいて、本当、正直言って、正直、私ども、うれしかったんですね。やっと、本当に白井市の行政に対しても一抹の不信感がある中で、初めてこうやって我々の声が公正に取り上げられて審議されるっていうことに非常に敬意を表しております。

しかしながら、その審議をされる皆様方、先ほど産業廃棄物のことはよくご存じない方が大勢おられるという話でございましたが、この協議会さんがわざわざご丁寧に、千葉県産業廃棄物のこの指導要綱を出していただきました。これは、今更、僕らは全部情報を覚えているわけじゃありませんが、全てこれを私、一番初めて処理場をつくったのが、23歳のときでございますので、29年間ずっとこの指導要綱に基づいて住民説明会をし、それから図面を引き、住民説明会も多分通算100回以上、延べで、私は自分みずから行って、説明会させていただいております。

しかしながら、今回このような、いきなり反対の中で、そういう機会も与えられることもなく、結局、私どもとしては民事訴訟になることになりました。それも全体の1コマだけの民事訴訟です。8月、9月、10月（会報記事）だけです。一応裁判の内容では、勝訴になっております。しかしながら、私がほしいのはお金じゃないんですね。もう、こういうふうにしてやられてる、それ自身が私には理解できません。

それともう1つは、両名いらっしゃるのであれですけど、先ほど●●からちょっと話はありましたが、著しく、民事訴訟のほうは名誉毀損でございます。しかしながら、じゃあこれからここで処理施設を果たして私どもが、ここに書いてある対話、それからあと事前協議して、住民さんとの協定ですか、そういったものを含めて、私はもうできると思いません。そこまで信用を棄損され、それからあと偽計業務妨害という形で、昨日、刑事告訴を印西警察のほうに受理していただきました。この辺は皆さまのほう詳しいかもしれませんが、人権が絡む問題ですから、刑事告訴を受理するというのは、非常に警察もやりづらいもんでございます。しかしながら、民事訴訟での内

容、それから今行われている現実の内容、この辺を鑑みていただき、受理されたということは、そういった方向に行くわけですね。

私どもは何が言いたいかと、ここで論点なんでもございますが、確かにこの地で処理場を持ちたいというのは私の10年来の希望でございますので、持ちたい気持ちは多々ありますが、先ほど提示されたような住民さん3分の2、3分の2とおっしゃいますけども、言い換えれば、もう間違った情報、正直言ってウソの情報、名誉を棄損する情報、業者の信用を棄損する情報、そういった様々なものにもう妨害され尽くした中で、この事業がなし得るとは思えないんです。まず、そういった気持であることが1点。

すみません。この内容を見ますと、前回11月27日のこちらの審議会で行われたこの資料1の地区まちづくり計画素案提案というのを読ませいただきました。この中で書かれてることは、ほとんど業者に対する、我々産廃業者に対する、私どもに対するというふうに取り上げられる方は、言葉では言いませんでしょうけども、多いかと思えます。

そして、先ほど●●からありました4点の財産権や土地利用に対する不当な介入とか、既得権利者だけ利益があつて、我々新参者は省くとか、ということは、その手続き上、我々だけ疎外されてる中で物事が進んでいた、偶然知ったから今回、我々は反対の陳述を上げられることが出来たのでありまして、これ、そのままの状態で行ったら、果たして、我々もそれなりの費用をかけて、何年もかかってここまで来て、果たしてそれが、何なんだろうなということになります。正直言って、このことは、私も少しはまちづくり等、勉強したてでございますけども、かじる中で、果たしてこんなことが、条例やその下の指導要綱の中で上乘せられていいのかなって。じゃあ、我々がやってきた産業廃棄物の法律の中で、いろんな規制です、厳しい規制です。やもすれば、1億円の罰金が取られる業界は私どもだけで、そういった中で一生懸命やってくる中で、ただ単に個人攻撃的にこういったものが為されていいのかな、というところでございます。

我々も反対の骨子はもう書面にしておりますので、一応、私の気持ちを述べさせていただきましたが、1つは、これ、1個1個上げたら私、もう全部、マル・バツ・マル・バツ、点をつけてあります。ただ、そこまでは言わなくても、多分委員の皆様方、多分業者はこういうこと言いたいよな、ここ、おかしいよなっていうのはもう気づいていただいたと思います。

そういった意味で、私どもこれから民事訴訟も、それから刑事訴訟も繋がっていくと思いますが、やはり後世に残るものを、それから曲げようのないもの、途中で変更しないもの、それをつくっていただかなくては、私はまちづくり計画っていうのは絶対に進まないなど。逆に賛成する側の立場でいつも業務をしておりますので、決して

反対ではありません。ただ、公平、公正な内容のものでなければならないのではないかなっていう、逆に提案をさせてもらいたいです。

後、何かご質問があれば、随時答えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、特に反対者の方からは何点か争点を出していただきました。

なお、ここは民事訴訟の件は審議するわけではないので、意見として聞きました。

関係者 情報としてです。

会 長 ご了解ください。

主に1点目と2点目は、これは両方とも実は財産権の侵害に関する事なので、一括りにしてもいいと思います。

3番目は、やや平たく言えばターゲット論、なんで自分の産業廃棄物業者だけターゲットにしてるのかと。

3点目は手続き、提案に至る手続きの話で、まさに自分のところだけ、まあ言わばターゲットで事実を知らせなかったという手続きに瑕疵があるんじゃないかと、大きく言って3つだろうというふうに思いますので、先に委員の方々からご質問などあれば出してください。

委 員 関係者様にちょっとお伺いしたいんですけど、この資料——ごめんなさい、別紙1の下のほうに3番、白井まちづくり審議会の会議録についてありますよね。その下の、下から2、4、5行目、当社はって云々書いてございますね。その中で、下から3行目ですか、取り扱う汚泥のほとんどは建設現場で地下を掘削した際に発生するものってお書きになってると思うんですけど、具体的に、建設現場の地下を掘削した場合、出るのは残土プラス何なんでしょうか。

関係者 私のほうでお答えさせていただきます。

簡単に申しますと、今、委員がおっしゃった残土というのは産業廃棄物の法指定を受けてないものでございます。これは一概には乾いているとか、濡れているとかとかというものではございません。施工方法、工事の方法及びその掘削の方法で産業廃棄物に指定されるか、指定されないかっていうのがなっております。

私どもはあくまでも産業廃棄物に指定する、イコール法律で指定されている、あとは発注者である建設会社さんですね、あの施主さんであるお役所さんとか、そういう方々が指定した、産業廃棄物として指定したものの、許認可、許可が必要なものを主に処理しているという状態です。

委 員 例えば、どういったものなんでしょうか。

関係者 皆様、私どもは大手ゼネコン、スーパーゼネコンの仕事が多くございますが、一番有名なのがここと言えば東京都の、東京スカイツリーがございます。あそこは約ダン

プカー1万台分の汚泥を当グループ1社で、当社で、グループで処理しました。それは基礎工事、ボーリングを地下何十メートルと掘ります。例えば地下鉄、これからいっぱい造りますけども、地下鉄もボーリングします。ああいったものも、薬剤を使って掘る、機械を使って掘るといったものが汚泥に充当する。

委員 いわゆる杭工事が出る、例えばベントナイトとか、そういったもの話ですか。

関係者 はい、主にベントナイトが混ざったものというものが大きく建設汚泥の7割。ですから、今、委員がおっしゃった表層のものもすき取ってやるというようなものは、私どもはそれは一般的な残土扱いで、我々には関係ありません。

委員 わかりました。杭工事が出るその汚泥、ということですね。

関係者 おっしゃるとおりです。

委員 これがほとんどということですね。ほとんどというか9割とか、そういう話ですかね。大体。

関係者 グループの中で6割ぐらいでございますけども。

委員 ああ、そうですか。それを今回、取得した土地にお持ちになって乾燥させるということ。

関係者 脱水です。

委員 脱水させるということになるんですね。イメージですけど。

関係者 おっしゃるとおりです。

委員 そうした場合に、山積みになるようなことってあるんでしょうか。

関係者 いえ、それはありません。法律の場合は、処理場のラインは、例えばここまで処理していいよ、ここまで保管していいよっていうのが逐一管理監視されます。これはもちろん急に行政の方が、県庁の方が来て、違反じゃないかって言えば行政指導も1つは受けますし、小言の1つも言われるわけですけども、基本的にそれを繰り返す業者っていうのは悪徳業者のほうのレッテルに張られますので。

委員 例えば、盛っても高さは。

関係者 制限、あります。

委員 制限ありますね。1メートルとかそういうイメージですか。

関係者 いや、そこまでは厳しくはありません。例えば、2メートル50だとか3メートル。

委員 それがラインですね。

関係者 それは行政によってまた言うことは違います。

委員 そうした場合に、粉じんとかは、乾燥すれば粉になりますよね、粉じんとか飛び散る可能性ってあるんでしょうか。

関係者 過去の例ではありません。そこまで乾ききったものの状態にはなりません。その前の段階で、そのものを搬出しないと。例えば、この1,000坪の今、敷地がございます。ここで、例えば1日に約600立米、トン数にすれば720トンから700ト

ンなんです、600立米の汚泥を処理した場合に、600立米をそのまま積むのが精いっぱい、翌日出さないで2日目のものはもう入らないっていう状態になってます。

委員 仮置き場っていう形、イメージ。

関係者 あくまでも仮置き場になります。処理した後一時置きますが、あくまでも仮置き場の形になります。

委員 そうした場合、建物っていうのはあるんですか、その1,000坪の中に。

関係者 今まで、建物のことは過去何十年間言われたこともありませんし、建物をつくっての汚泥処理はほとんど不可能に近いです。

委員 じゃあ、全くの建物がない状態で、更地の上にこういった汚泥を最大2.5メートル以下まで置くという、仮置きの話ですね。

関係者 はい。ただ、当然のことながらGLから言えば山積みにはあります。ただそれが5メートルとか10メートルとかなることはございません。それは必ず通報者がいけば千葉県も飛んで来ますでしょうし、我々業者としてはいつも回避することです。

委員 それは、その最終的に汚泥を最終処分場にお持ちすると。

関係者 いえ、リサイクルセンターに。

委員 リサイクルセンターですか。

関係者 私はそのための特許を取得しております。また、そのためにそれようなプラントと、それから再生砂のプラントを所有しております。もちろん、両方とも何億もかけて。

委員 リサイクルセンターっていうのはどちらの方面でやるんですか。

関係者 千葉県東金でございます。

委員 東金にリサイクル、そちらに運び置かれるということですね。

関係者 さらさらの砂の状態まで産業廃棄物をもっていきます。そこからは、今度はさらさらの状態ですので、風が吹けば飛ぶ、これはあります。

委員 脱水するんですか、その最終、東金では。

関係者 脱水じゃありません。セメント系の固化剤を混入して、さらさらの状態が、土一つ一つに被膜をつくるみたいな。

委員 そういうことなんですか。

関係者 それをまた公共工事とかの埋め戻しに使います。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかの方。委員。どうぞ。

委員 汚泥についてなんですけども、例えば、悪臭とかそれから土壌汚染につながるような排水とか、そういったものの処理の必要はあるのでしょうか。また、あるとしたらどんなふう処理されているのでしょうか。

関係者 まず、基本的に、万が一のこと言われたらきりがありませんが、基本的に悪臭の出るもの、それから汚染されてるものは搬入されません。これは搬出の段階でゼネコン、排出者ですね、排出者が非常に厳しいチェックをします。

会 長 議論の途中ですが、気をつけてほしいのですが、今回、事業者さんがここで開発をするに当たっての申請を我々は、審議するのではないんです。計画案がいいかどうかというのを審議するので、聞き方としては、ここで何をやりますかっていうことになる、それはもう特定されてしまうので、そういう言い方はご注意くださいと思います。どうぞ。続けてください。

関係者 簡単に申し上げます。汚染とか、簡単に言いましょ。この処理場をつくりました、ここに入れていけないものはゼネコンは許可しません。これはもう一言なんです。例えば、私ども何年か前に、数年前は白井市役所からも汚泥と称するものを各処理場で受けて取りました。それが震災後ですね、やはり放射能等の汚染等があるってということで、今どのような処理をされているか、非常に疑問ですけども、山積みになっているのか、保管されているのか、疑問ですけども。そういった形で施設には、この施設には入れてはいけないっていうものは発注者側で止めるというのが、我々の法律の中での世界での定例になっておりますんで。

入ってきたら、仮にもし入ってきたらゼネコンさんの責任です。

会 長 放射能はまた別の話ですけども。

関係者 元が制限しております。

会 長 いいですか。じゃあ、●●さん。

委 員 今、コンクリートピットがってちょっと聞こえたんですけど、それは。土地にピットをつくるってことですか。

関係者 はい、そうです。

ちょっと今、図面、持ってないんですけども、今、平らだと想定します。平らなところにコンクリートで厚さ25センチ、それで深さ、仮に3、4メートル、そういったものでコンクリートのマスをつくります。そこに積んできた汚泥を入れます。ですから、そのコンクリートを破ることがない限りですね。深さ4メートルですね。それをやぶって、それを壊してっていうことが。

委 員 行き止まりになってますけど。ここが何か狭いところから、さっき見てきたんですけど。

関係者 ここ、行き止まりになってますね。

委 員 それで更地ですよ。

関係者 そうです、そうです。

会 長 繰り返します。

事業者さんがここで事業をするときの審議を我々は、してるわけじゃない。計画案

の申請者は協議会です。この計画案は事業者さんが反対されてる財産権の侵害に当たるかどうか、あるいは特定の事業者さんをターゲットにしてるかどうか、手続きがいかどうかっていうことを反対者の方は言われてる。それについての審議するために質問をしていただきたいと、こう思います。

関係者 会長、よろしいでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

関係者 今、委員の方々が説明させてくれているのは、私は非常にありがたいんです。なぜかと申しますと、多分、我々のやっけることは汚染が必至なんだろう、白井工業団地に迷惑をかけるんだろうっていうことを非常に心配されて、まちづくり計画を出してますと称してると思うんです。ですから、それは本当に、汚染されるの、されてるの、地下、危ないのっていう質問は、この審議の、審議会の内容が果たして本当に妥当であるかどうかを審議してもらうには、私はありがたいです。すみません。

会長 よく解釈していただいてありがとうございます。わかりました、いいですか。

委員 十分わかりました。

ついでにちょっとまた、まちづくりのあれから外れるかもしれないんですけど、1万台のトラック、汚泥を運び出す、というようなお話、ということは、あそこの道路を、工業団地の道路を使ってトラックが入ってくるっていうことですよね。その全体の計画としてはどのくらい1日搬入……。

関係者 ごめんなさい、もう既に終わってる物件が、東京スカイツリーです。

委員 そうなんですけど、ってというような具体例を挙げてくださいって、今後もそういう事業ですよ。

関係者 よろしいですか。

会長 はい、どうぞ。

関係者 ●●と申します。

概要計画を県のほうに出しておりますけども、1日当たりの計画、台数ですね、10台から50台ということで計画しております。

委員 あそこは、もうご存じとは思いますが、道路としては不完全っていうか、不十分な道路なんですよ。工業団地が、外周もないし、制限もかかっているし。その中で、トラックが搬入とかっていうことについては、不便っていうか、不十分な環境であるというようなことはないんですか。

関係者 それで、その中で環境影響評価を第三者の会社にやっていただいて、交通量、交差点ごとの交通量を今、既存の交通量で、この、我々が10台から50台じゃなくて600立米、キャパいっぱい動いたときの何%に相当するかということで、全て調査して、それは報告書として出しております、これだったらほとんど影響がないです。要するにもう、1%台の台数なんですよ、今現在動いてる、24時間の中の

動きですね。ということで、これは道路の渋滞だとか、それぐらいの台数が増えるということにおいて影響はありませんということ、調査結果をもとに県のほうに報告をさせていただいております。

関係者 委員。先ほど、逆手に取るわけじゃありませんが、白井工業団地さんからそういったフロー説明とか、法令とか条例とか書いてあるんですが、多分、一般の方々、知識のない方々にご質問されるであろうことは、既に千葉県に申請する段階、事前協議の段階ですべからず明確に回答を求められています。でないと受理はされません。その中で例えば、どうしても地元の理解しづらい、行政の理解しづらいところを協議会、審議会の形でまたは住民説明会という形で説明しているという作業をいつもやっております。

ですから、決して話を省くわけではないんですが、皆様が思うようなそういう懸念というのは、必ずやクリアされてないと受理まで行かないというのが産廃の1つの申請の内容でございます。

会 長 繰り返します。あくまでもまちづくり条例における申請者が出した地区まちづくり計画が正しいかどうか、合理的かどうかという審議をする場ですので、そこ、趣旨の範囲内でご質問をよろしくお願ひしたいと思います。

申請者 いいですか。

会 長 はい。ほかの委員の方、いいですか。

委 員 同じ質問だったんでね。

会 長 もうダブるからいいってということですね。

僕のほうから、争点の整理をしたいと思います。

というのは、申請者のほうに反対者の意見が、申請者に対して聞きたいというのが1点あります。それは1つは、この計画に、この計画自身が財産権の侵害である、あるいは同様に（2）で土地利用に対する不当な介入である、両方とも要するに財産権の侵害であると、こう言ってるのですが、これについて申請者の方はどう思うかというのが1点。

もう1点は、どうしてもこの審議会もそうになってしまうのですが、ターゲット論になってしまっていると。とりわけ、反対者の方は、自分の分野、自分の営業の分野についてターゲットを絞って、実はこの計画案ができてるもじゃないかと、だとすればちょっと問題がある。手続きとしては先に反対者の方が廃掃法の手続きを申請したので、こりゃだめだあっていうんで申請者がそういうルールをつくることに至ったんじゃないかと。これはまさにターゲット論なんで、いろんな法的に問題が起きるということなんで、これについてどうなのか。

3点目が、手続きについて自分のところに通知が来なかったっていう事実があったと言ってるのですが、これについて事実関係とどうなのか、またそれについて理由があ

れば、そうせざるを得なかったっていう理由があれば当然言ってほしいのですが、要するに、反対者について何か申請者として意見があるかどうかっていうことをお伺いしたいと思います。

申請者 ●●です。

今、整理されたところの話をすれば、ちょっとややこしくなるんですが、ただ、私ども、この文書を見て、これは公式なサイン入りの判を押して審議会会長宛てに出されている。書かれてる中身というのは、白井工業団地協議会からすれば、非常に名誉毀損に当たるような内容が多々あるわけです。それから、地区まちづくり協議会として、3分の2の賛同を得た人を全てにわたって侮辱するような中身になってる。それから、この審議会そのものの、委員の方々の資質を問うような問われ方をしている。非常に文書そのものが問題じゃないのかと。公開され……。

会 長 その申請、この別紙1が問題あるか、問題あるとすれば、委員として意見を言います。そのため協議会として事実関係が違うとか、こういう見解を関係者は言ってるけども実は違うんだと、反論があるんだということを、むしろそれを我々に言ってほしいということです。それに伴って我々が判断をするということです。

申請者 手続きの問題ですが、これ、資料に出ていますように、地権者とか住んでいる人とか事業者とか、また、ダブリや何か除いて580位ありますけども、ダブらない数というのがもう700、800なんですよね。膨大な数です。これを掌握するのに、私のほうとしては非常に苦労して正確な、住んでる人、あるいは所有者の名前、それから昔はこうだったけれども1年前にはもう亡くなってる、相続されたとか、それから住んでるところが大阪だとか、事業者もそうだとか、非常に苦慮をしながら、署名等集めてきた。ですから、いっせいのせいで出したわけじゃないんです。2～3ヶ月、まだ僕ら調べながら出してる場所があるんですよ。それから100%近くの賛同を得るということを前提にしておりますから、だから決して2月遅れたから無視したとか、そんなことじゃありません。

会 長 時間的なずれがあったと。

申請者 もう、手分けしてやったもんですから、そりゃあもうそういうところのずれですよ。そんなもん、意識があつてどうのこうのじゃありません。

それから、ターゲット論ですが、そうじゃありません。これはあくまでも私どもの、みんなで考えてこういう要旨とかそういったものについてはだめだということ言ってるわけじゃないんで、地区の環境状況だとか地域の条件から見て、井戸水を使ってる地区というのもありますしね、そういう点から見て屋根をつけてもらわんと困るんじゃないかとかね、そういうことで申し上げて。

それから、財産権の侵害ということでありますが、これをだめって特定したら財産権の侵害になりますけども、だめってこと言っていないんですね。地域の皆さんの希望

に合うように、環境を汚さないようにやってくれませんかという話であって、決して財産権じゃないですよ。例えば、道路通るときに、これは誰も通ってもいい、だけど危ないから静かに通ってくださいという、そんな話ですよ。例えばの話すれば。

だからそういうような、私どもは頭からこの業者を全然だめですという空気じゃないんで、やるとすればこういう条件下でやってくれませんかという話です。不当な介入とか何とかということでもありませんので。

会 長 それについて質問があるのですが、1点が、最後に言われたことについて、道路の交通量が多いことに伴ってその他粉じんが飛ぶってということは、ルールに入っていないのですよ。⑤で悪臭、振動、粉じんを外部に出し、拡散の恐れのある設備を設ける土地利用と書いてあるので、そうであれば、むしろその施設をつくることじゃなくて、そこから出る車両が多過ぎて、平たく言えば、車両が多過ぎて交通渋滞が起きるとか、騒音が出るとか、先ほど言いました、皆さんの工業団地はインフラが極めて脆弱であると、したがって、あまり交通量が出ると道路問題が起きるんだという話があるんだとすれば、むしろそういうルールであるはずじゃないかなと、趣旨からすればね。しかし、設備に伴ってこういうものが出るというふうに書いてあるというのが、1点です。

もう1つは、ターゲット論で気になるのが、汚泥処理施設ってということについてだけ具体的に書かれていて、なおかつ今回の添付書類で、なぜか産廃に関する法律あるいは県の要綱ですね、県の要綱だけが関係資料で出てる。そうすると、印象的に、やっぱり産廃施設ターゲット論じゃないのっていう印象を持ちちゃうのですが、これについてちょっと反論というか、ご意見いただければどう思いますが、いかがでしょうか。

申請者 ターゲットでも何でもありませんしね、私どもは産廃の法律に基づいて、県のほうでは事前の指導書というのがつけられているという、事前協議書ですね、指導要綱というのがつけられている。それをとにかく守ってくださいと言っているんですよ。

それから、私どもの場所というのは、今申し上げたように、本当に、通っていく道路は市の管理してる道路じゃないんです。私道路のところを歩いていかなきゃならないし、それから高台にあって、粉じんや何か飛んだ場合に農家のほうの位置、梨畑のほうに飛んでいくわけです。そういうものを防ぐために網を張ったり苦勞してやる。それから、工業団地の中で、塗装や何かをやりますとね、粉じんが飛んでくると塗装がだめになるんですよ。それから、精密機械を扱っていく場合、ちょっとでもそういう粉じんやら入ってくると、精密機械はだめになる。そういうことがあって、そういう恐れがあるものはちゃんと囲ってやってくださいと言っています。

だから、汚泥処理の場合は露天でやることですよ。それから井戸水を使うことと、それから瓦れきを粉砕することですよ。当然それは粉じんやら出てくることになり

ます。

会 長 汚泥処理施設以外の産業廃棄物であれば問題ないということですか。そういうことではない。要するに、気になったから繰り返します。汚泥施設特定って書いてあるってことについて、おかしいじゃないかと、自分とこだけをターゲットにしてるのじゃないかと、こう言われてるのじゃないかなと僕は思っているのですが。

関係者 会長、よろしいでしょうか。

汚泥処理施設というものを先ほど先生方が尋ねていただいてうれしかったんですが、産業廃棄物の処理施設で、例えば瓦れきをやるとか、後ろのほうにもごみをやってる会社があり、カラスの被害、鳥の被害とかいろんなのがあります。一つ一つ挙げたら、トータルしたら汚泥処理施設っていうのは一番これ、害がないんだねという認識に至るのが我々産廃業者の、または行政の方々も多少なりともおわかりかと思いますが、その認識を持たれて、どのようなんでしょうかね。ターゲット論じゃないです、かたわ論です。

会 長 その言葉を言うと問題に。

関係者 申しわけありません。

会 長 どうですかね。産業廃棄物っていうのは、法律を読むと20種類ある。その中で汚泥っていうのは15番目に書かれている。だからか、僕はターゲットと言われたら仕方がない側面があるのかな、こう思っただけです。違うっていうなら違うという見解で構いません。

関係者 1点。資料にちょっと認識、今、産業廃棄物は、産業廃棄物全体では18種類です。そのうち、汚泥という項目が1種類あります。

会 長 1種類あるということですね。

関係者 汚泥という項目の中に、今おっしゃった20種類とか、19種類とか20種類あるんです。ですから、建設汚泥というのは産業廃棄物のくくり、産業廃棄物の品目の中の汚泥というくくり、汚泥というくくりの中に建設汚泥ということがあるんです。ですから、限定っていうか、ターゲット論です。掛け算したら多分、200個ぐらいあるのが産業廃棄物です。日本は80項目か、90項目ぐらいだ。ですから、いかに限定論で物事をおっしゃられてるのかっていうのが。

会 長 どうぞ。

申請者 まず、工業団地の場合は井戸水を使ってること。だから、ほかの産廃とは違って、当然、汚泥処理をしたら水を使うでしょ。それから、それが流れて行く先はどうなってるのか。いうことを、あるいはこれを持ってくる場合に、道路が狭いこともありまして、粉じんや何か飛ばない保証がどこにあるのか、という問題もあって、そういったところはやはり屋根をつけてもらいましょうという話なんです、そういう、地元の事情ですよ。

会 長 はい、どうぞ。

委 員 乾かすだけじゃなくて、水を使うんですか。

関係者 はい。洗浄しますので。

委 員 その排水は。

関係者 場内で水をろ過できます。

委 員 それを放水するということ。

関係者 放水もしますし、洗車にも使います。これは既に実績がございます。

会 長 はい、どうぞ。

委 員 最大の、今、計画してるのが600立米っていうんですけど、日量ですよ。それを処理するには水の量ってどのぐらいお使いになる。

関係者 ちょっと技術の人間、今。

関係者 よろしいですか。●●ですけども、600立米最大受け入れたときに、その産業廃棄物量、産業廃棄物でいうその、我々は主に建設汚泥を、99%ぐらいそうなんですけども、50%以上含水率が高いものです。高含水率の泥土というふうに。

関係者 答えから言った方がいい。

関係者 したがって、持ってくる物の中にもう既に水分が相当入っておりまして、新たに、新しいバージンの水を加えるっていうことは、最初の、スタートのときには少し必要ですけども、どんどん水が入ってまいります。それを分離する、脱水する、あるいは分級するという中に、処理水が中に確保できるようになります。ですから、トータルでいうと処理後には水が余りますので、それは水は水、また洗浄砂は洗浄砂、それから固化後のリサイクルというもので、全てそれは場外へリサイクル品として有効に利用されます。ですから、入ってきた産業廃棄物の水分を含めて場外へ出ることはありません。雨水排水だけがあります。

関係者 それともう1点。よろしいでしょうか。

1つは、今、井戸、井戸とおっしゃいますけど、我々が掘る井戸は、一般家庭と同じパイ（径）の井戸でございまして、これは何ら法的制限を受けるものでも許認可を受けるものでもありません。それが1点と。

排水が汚染の心配だということがありましたが、これは我々どの業者でもみんな施設を計画するときにははすることなんです、周りの、周辺の事前アセスメントします。当然、目の前の側溝、その水がどこに流れいているのかも調べるがごとく、目の前を流れているどぶですね、排水が汚染されているかどうかとも全て調べます。既に汚染されています。私の土地の目の前のドブですね。それがそのまま、あれですか、貯水池にたまって手賀沼に流れてるという実態があるにも関わらず、なぜ敵視されるのかっていう、ターゲット論にするのか。疑問です。

委 員 まちづくり計画の中では、汚泥処理施設というふうに書いてありますが、先ほどの

ご説明の中で、汚泥についてもいろんな種類がある、建設汚泥についてはそれほど環境に負荷を与えないというご説明あったと思いますけども、それじゃあそれ以外の汚泥について、環境に負荷を与えるっていうのがあるものなんでしょうか。ちょっと伺いしたいと思います。

関係者 ずばり、あると思います。

会 長 どうぞ。

関係者 汚泥と称するものでも中には害を及ぼすものがあると思います。だから、何かというのなかなか指摘はしづらいです。

ただ、皆様がよく懸念される、ちょっと知識なんですけど、汚染土っていう言葉、よく耳にされると思うんです。これは逆に産業廃棄物の指定にはなっておりません。ですからもし、言い換えれば、許可要らないよと、うちは汚染土で、汚染土の取り扱い、あそこでするよというのであれば、そのままある部分は、そのまま放置してしまうというの、残土としてですね、あるわけなんです。ですから、決して我々は限定した品物で害がないというふうにある程度言い切れるのは、そこが根拠でございます。

会 長 仮に関係者さんが、この施設をつくりたいといった場合、県ではなくて市として、何か法律あるいは条例上、あるいはこのまちづくり条例上、市に対して申請は必要なのですか。

事務局 産業廃棄物の処理施設を建設、施設を整備するに当たって、市に対しての申請はありません。

会 長 ないですか。まちづくり上もない。

事務局 基本的には、県に申請をしていただいた中で、県から市に照会が来ます。そういう格好です。

会 長 ということのようです。

委 員 市に、ちょっと確認したいんですけど、確か1年ぐらい前に、事前協議の申請が出されたとか出されてないとかいうようなことを聞いたように思ってるんですけど、その後、県とは手続き上の今、何かどういうふうになってるんですか。

会 長 はい。

事務局 資料の5をご覧ください。表2のほうを、ご覧ください。右側の廃掃法、廃棄物処理施設の許可。先ほど部長の方からも話がありましたけれども、申請につきましては県のほうの廃棄物指導課の方に申請が出されます。その後、県のほうから市のほうにその意見聴取がきます。それが四角で囲ってる事前協議書受付の下に市町村の意見聴取・現地調査、こちらになるんです。そこで、環境を担当してる、うちにも環境課という課があるんですけども、こちらのほうから関係各課のほうに書類のほうが回ってきてまして、自分の課の関係するものがあれば意見を述べる、という形になります。

以上です。

会 長 関連して聞くのですが、まちづくり条例上は適用範囲で25条ってありまして、以下のものを開発事業について適用するっていう中の3号、一応読みますが、(3)現状の土地利用を変更する行為であって、規則で定めるもの、前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものにも当たらないと、こういう解釈でいいのでしょうか。

事務局 こちらに関しましては、小規模産廃処理施設が対象になります。小規模産廃処理施設というのは、日量処理量が5トン以下のものに関しましては、手続き要らないんですけども、まちづくり条例の事前協議25条以下の手続きはやっていただくことになります。ですから今回の申請に関しましては、まちづくり条例の適用にならず、廃掃法の手続き及び建築基準法51条ただし書きの手続きとなります。

会 長 わかりました。理解しました。

そうすると、ちょっと、両方の方にお伺いしたいことがあります。

まちづくり条例っていうのは、こうしなさいっていう命令を定めた条例ではありません。例えば地区まちづくり計画ができてるところは、つくったところ、仮にこれを協議会と、一般的に協議会と我々呼んでるのですが、住宅地でもどこでも協議会と開発をしたい方はよく話し合っただけなさいと、話し合いなさいと。要するに同じテーブルについてくださいと。それからどういう開発をしたいのか、よく簡単に言えば周辺の住民の方、今回の場合は工業団地の方によく知らしめて、納得していただくのが一番いいのですよという趣旨の条例でありまして、何か、まちづくり計画にあってないから建築してはいかんとか、こんなような権限を協議会に与えてるわけではないし、市もそういうことが言えないと。例えばお願いをしますと、話し合いで物事決めましょうということなんですけど、それでも権利侵害に当たると、ここは意見が割れてるか。

関係者 今の、会長がおっしゃってくれたことは、全くそのとおりだと私も理解しております。

しかしながら、じゃあ今から、そのことが我々としては協議会さんとの間でなし得るか、というこの事実をまず考えていただきたい。それと、今、もう感情論は抜きにして、今、この前回のこちらで審議された地区まちづくり計画素案提案書でしょうか、これを読ませていただいたときに、あまりにもひどいところを指摘させていただいてもよろしいのでしょうか。

会 長 はい、どうぞ。

関係者 反対として。すみません。

この2ページのところからで。11月27日のこちらの審議会です。

会 長 委員の方、持ってますか。

関係者 持っておられますでしょうか。この2ページが、提案書の雛型になっておりまして。

会 長 前回配った資料です。

関係者 前回資料でございます、申しわけございません。

会 長 どうぞ続けてください。

関係者 市長宛ての●●からのになっております。受理は白井市が25年10月1日になっております。

すみません。3ページになります。本紙の2枚目ですね。手続きのところ、これは、審議会の方でも疑問点がありましたが、この手続きの(1)は私どもは完全な越権行為というふうに感じております。

(2)は、これはもう個人の財産権に対する侵害です。一番下の段に、地区まちづくり協議会の理事会の承認を得なければならない。土地を利用することによって、何で理事会の承認を得なくちゃいけないのでしょうか。それから、民間ですよ。任意の団体ですよ。それが何で行政の役割をするのでしょうか。

すみません。4ページ目です。一番上の段からお願いいたします。3番、理事長は申請を受けたときには素早く理事会を開催し、4番、理事会は内容について云々で、求め、必要な指導を行うことができる。これ、行政ですかね。法律、越権しちゃってませんか。

すみません、その下です。違反者への指導。すみません、違反者っていうのはこれ、法律用語として解釈してよろしいのでしょうか。

会 長 申請者に聞いてください。

関係者 後で質問に答えてください。

この、正直言って、指導するとか是正措置を講じるとか、これ、個人の情報をオープンにしちゃうわけですよ。こんなことが例え行政であってもなかなか許されないことをここまでいきなりするのか。

その委任のところですよ。この計画の運用に関し、必要な事項は理事会の議を経て理事長が別に定める。この理事長さんと私どもっていうのは、今、民事訴訟中であり、刑事訴訟の真っただ中にある中で、果たしてこれ、果たしてこの権限は、法とか条例とか、上乘せですよ。法律とか条例に上乘せするってどれだけ難しいことかっていうのは、行政の方々、ご存じと思うんですが、それをいち民間にどうやってやられるのかと、疑問です。

すみません、次のページです。5ページの(1)一番上にあります。次に掲げる土地の利用を行うときにはっていう、先ほども私どもの名前が汚泥の施設になっておりますけども、畜舎堆肥の製造、汚泥処理施設云々ってございますけども、まず、これ、全ての法律が絡んでるっていうことをご存じでここに書かれてるのでしょうか。

例えば、畜舎であればもちろん建築基準法はそうですし、牛糞とかそういったものであればこれ、産業廃棄物の処理の指定に入るものなんです。汚泥処理施設は先ほ

どのとおりです。堆肥もこれが有価物であればいいんですけれども、有価物でない場合には廃棄物の指定を受けます。大気、土壌、地下水汚染というのは大気保全法、それから土壌っていうのは何だっけ、土対法に今度なってくるんだろうし、地下水っていうのは水質保全法になってくるんですね。全ての法律がここに集める、26ぐらいの私どもに関係する法律のうち、10個ぐらいがここに入ってるのですね。簡単にこうやって、はたして書きちゃって、条例とか、条例の下の要綱として成り立つんでしょうか。

すみません。その下にいきます。添付書類で、地区住民の3分の2、地区住民の所在が見えません。果たして事業者は入るんでしょうか。土地所有者が入るんでしょうか。これはどういった見解なのか、ちょっと質問に後ほど。前回、審議会、審議の方々にも質問の中にあっただと思います。申しわけありません。

すみません、7ページ、今度8ページ行かしてください。地図があって、7ページの――8ページです、すみません。全部言ってもきりがないので、納得ができないとこだけ申し上げます。最後です。土地利用及び建築物の用途、第6条でございます。ここで汚泥処理施設というのが、一緒か。

会 長 一緒です。

関係者 さっきと一緒。ページが違う。6条、一緒ですね。それから第9条、手続きのところですね。

それからあと、すみません、第10条です。工事協定。建築時の工事を行う事業者は白井工業団地地区に対し工事を行うにあたってあらかじめ工事の工程等内容等説明するために、工事協定を締結する。何の権限があって工業専用地域にて、これがなされるんでしょうか。

しかるに、これは悪口ではありません。私どもの土地の前で過去に違法建築がなされようとしておりました。それを●●は容認しておりました。しかしながら、事業者さんも反省して一度工事を中断し、新たに確認申請を取って、今現在工事、行われてるという認識をしておりますけども、仲間だったらよくて、仲間じゃなかったら悪い、だめだというような経緯が、現実に真実として存在するんです。納得できません。

すみません、最後です。違反者の指導等、第11条というのは本当に権利の侵害だというふうに感じております。

それと、資料2の、すみません、もう10ページになります。重複をされたこの数に対して非常に疑問を持っております。

ざっくりそんなような感じで質問させていただきたいです。

会 長 まずは、回答。わけたいと思いますが、数、その条例上の規定に対する質問はあったので、それは事務局としての市に答えていただくと。あるいは手続きだとか要するに、やっぱり一括して聞くと、やっぱりターゲットにしてるじゃないかっていうこと

を主張してるのだっていうか。

関係者 読み上げてるとなぜかこうなってる。

会 長 わかりました。それについて反論したい事項だけで結構ですから、協議会さんのほうからちょっとお話いただきたい、こう思います。まず市のほうから。

事務局 前回の11月の審議会でも説明を、させていただきましたが、前回の資料お持ちであればご覧ください。地区住民の状況と賛同率を明示してあります資料があります。10ページですね。こちらのほうは、条例では第8条で地区住民を明記しております。こちらは、前日も説明させていただきましたけれども、第8条で定義させていただいてる地区住民につきまして、地区内に住所を有する20歳以上のもの、地区内の土地に関する所有権または借地権を有する者、地区内の建物に関する所有権または借家権を有する者及び地区内において事業を営む者、こちらの方々の総数の3分の2となっております。こちらのデータにつきましては、土地所有者及び建物の所有者、こちらに関しましては、うちの不動産登記法のデータを不動産登記法119条1の規定により、固定資産税のデータをもとに確認。続きまして、20歳以上の住民。こちらにつきまして、住民基本台帳法11条1項の規定により、住民基本台帳のデータで確認をしております。

最後に、借地借家人人数ですけれども、こちらは地方税法第22条の規定に基づきまして、法人住民税のデータをもとに確認をしております。前回の審議会の中で、賛同率につきまして合計70.55%ということを報告させていただいております。

以上になります。

会 長 ということのようです。

関係者 よろしいでしょうか。

会 長 はい。

関係者 お尋ねですが、もちろんこれ、賛同されてる方が大勢いらっしゃるのわかりました。賛同されてる方は、何を根拠にして賛同されたんでしょうか。この、先ほど私が疑問があるといったこの資料をもとにして賛同されたんでしょうか。

事務局 前回、審議会におきましても、委員の方に回覧の方させていただきましたけれども、提出されておりましたのが賛同の署名綴りです。確かにこちらのほうは工業団地協議会さんのほうから任意でつくられました署名賛同書によっております。こちらで市は受理をして確認をしております。これに添付されてる資料につきましては、先ほど話があったとおり、●●のほうにも同じ書類が行っているものと、理解をしております。

関係者 よろしいですか。

会 長 はい、どうぞ。

関係者 と申しますのは、随分誤った情報の中で、地区の方が認識されております。そのことは何となく私ども、添付資料でご理解になると思うんですね。会報とか何かで。そ

ういった、前情報の中で、ご覧の方々も、おお、そういうもんなのか、だったらこれ、賛成してつくなくやいけないのかっていうふうな方向に入ったんでしょうか。

会 長　そこは審議会が議論すべきところですね。我々もまさかずっと現場で見張ってるわけにいきませんから、住民の方が理解してるかどうかってというのは、逆に言えば、この文書を出したときに例えば反対意見書が、今回出てきました。反対だって明確な意思を述べられましたよね。そういう方は明確に反対だっていうふうに我々、審議委員が認識できるのですが、全く意見を言ってないで、めくら判であろうが何であろうがサインした方は、そりゃあ法律行為としてサインしてるわけですから。意味がなくサインしてて、ただそのときにだましたかどうかっていう重大な問題があって、それは、正式な図書をその方にわたしてハンコをついてるのであれば、それはきちっとやったよね、というふうに我々、審議会は認識せざるを得ないと。そのとき、計画案も何も添付しないでハンコだけつけと、こういうことをやったのであれば、これは手続き上の問題が出ますよね。そこは我々がちゃんとやってるといふふうに見なして受け付けてると、こういうことです。

今回、明らかに反対であるという意見が出たので、それは我々が先ほど言いましたが、意見をちゃんと聞かないと、本当に手続きが適切であったかどうかということを含めて聞かないといけないなど、こういうことで、意思を表示されたんで、我々は聞いてると、こういうふうなことです。

関係者　と申しますのは、ということは、そういったきちんと、ある程度説明をされて、70%の方がハンコをついたっていうふうに今、委員会の先生方は認識をされてる。

会 長　認識してます。

関係者　そうですか。ちょっと余談なんですけども、言い換えれば、間違った情報がそのまま伝わってるっていう方、いっぱいいるんですよ。地域の方に、地域の住民の方に。ということは、私ども、言い換えればそれはもう、本当に信用毀損に当たるんで、本当に刑事告訴のほうにそのままつながってっちゃうんで。

会 長　ただ、すみません、繰り返します。審議会の委員はそう思ってる方はご自分で発言しないといけないという認識をしますので、誰がこう言ってるじゃないかっていうのは噂でしかすぎません。すぎないんで、これを我々、事実そうなるっていうふうに認識できないので、わかりますよね。そういう噂って世の中とりわけ日本的な風土の中でいっぱいあるんで、ここまで全部、我々が審議するときの材料に扱うことはできないというようなことはご理解いただければと思います。

関係者　今現在、数字ですね。

会 長　はい、そうです。

協議会として、今のご意見に反論とか、今のご意見の全体ですよ。とくに前段で言われたことについて。

申請者 間違った情報で判断されてるという。それこそ僕らからすれば、例えばこの文書そのものもね、いろいろ問題だったんで、これは本当に一方的な事業者さんの考え方で主張してることで、僕らからみれば名誉毀損、事実無根だということいっぱいありますけども。いちいち言えば大変だと思いますけども。だから、これが表に出るんだったら僕ら、協議会に帰ってこのこと明らかにしたら、黙ってきたのかっていうことで逆に内部では問題になります。

会 長 これが明らかになればっていうこれっていうのは、その、資料の……。

申請者 別紙1です。

会 長 別紙1。

関係者 我々が書いたもんじゃあないですね。

申請者 いやいや。

会 長 いや、それは、これは資料の1、繰り返しますが……。

申請者 別紙1というのは、●●から代表取締役。

会 長 私のほうに出されたものなので、その、これを事実かどうか判断するためにこういう会議を開いてるので、事実でないというのであれば、そりゃ協議会さんとして反論されて、なるほど、事実じゃないのかもしれないと、我々が判定をするということなので、それは反論はあると思うので、明確な反論があればそりゃ、どうぞ言っていただければとこう思います。

関係者 部分的に反論していただいた方がよろしいんじゃないでしょうか。

会 長 どうですか。

申請者 じゃあ、部分的に言いますけどね、1ページから、例えば下から1、2、3、4、5、6、7、8行目、合理的な根拠はございません。あるいは情報のねつ造や誤りですという表現だとか、それから1、2、3、4、5、下から5行目のところで、「施設の設置に関する計画が技術上の適用、基準に適用すること……」とありますね。これが一番大事なところが抜けてるんですよ。これは、維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされているということが書いてるわけですよ。僕らからすれば、肝心なところが抜けてるとか、それから名誉毀損だなどと思うのは2ページの中より下のところですね、誹謗、中傷、偏見、情報捏造、名誉毀損、というようなことまで言われてる。それから、7ページの上から2、4、6、5行目ですか、明らかに当社にしては敵視してるとか、私たちが敵視してるということはないんですけどね。

関係者 今のところ何ページ、もう1回言ってください。

申請者 7ページ。3ページ。1、2、3、4、5……言葉でも言われておりましたけどもね。それから……。

関係者 どこですか。

申請者 3ページの。

会長 わかりました、これ、申請者がこの図書を見たのは今日、初めて。この別紙1を見たのは今日、初めて。

申請者 前から見てます。

会長 そうですか。

申請者 だから、協議会の中で議論すると、こういうのを名誉毀損になる。

会長 後で少しご意見いただこうと思いますが、場合によっては今日、決着つかない可能性があるのですが、そうした場合に、猶予があれば申請者の方、これに対する反論を文書にして出してほしいということ言えば、可能ですか。これは事実と違うよっていうことを具体的に、ここの部分が違うというのを文書として出してほしいというお願いをすれば、期間があれば可能かどうか。

申請者 期間があれば可能です。私のほうから見れば、こんな、例えばうちの代表理事が説明会を邪魔したとか、こんな事実なんてないんですから。僕らは、うちの会長名で招集した説明会です。皆にわかるように説明してくれと。だから、違った話が出てくりゃそりゃ違うよっていうのは当たり前じゃないですか。そういう問題なんかたくさんありましてね。

関係者 すみません。論点がずれとるんじゃないでしょうか。

申請者 いやいや、だから、ずれるから……。

会長 それぞれ勝手に意見、言わないでください。すみません。

申請者 そんなようになってくるんで、そのままになるとすれば、僕らとしては何も言わないで帰るというわけにはいかないんで。

会長 いわば事実と違うよということ言ってるわけですね。

申請者 そうです、そうです。

会長 はい、どうぞ。

委員 あの、工業団地協議会さんに伺いたいんですけど、今回のこの地区まちづくり計画の素案だと、いわば環境を守っていきましょう、いい環境の中でやっていきましょうってことが主眼だということが見とれるんですけども、これまでずっと営業してきていて、段々環境が悪化してきているってことも書かれていますよね。そうすると、ここでこの計画をなそうとした場合に、そうすると、今までやっていた事業者さんたちに対しては、今後はどういうふうに対応していかれるんでしょうか。今までこういうふうずっと営業してきて、でも皆さんがそういう営業はしているけども賛同して、こういうふうにしていこうよっていう目的を持った条例みたいなものをつくるわけですよ。

会長 条例じゃない、地区まちづくり計画です。既存不適格についてどうするかって答えてください。

申請者 議論の中で、お互いに話し合ってますから、いや、うちのところはそれじゃあといて直そうというところも出てきてます。それから、もちろん建てかえするとか、そういった場合には、それは直さなければという話です。

会 長 既存不適格なものについても協議会としては直して欲しいというお願いを今後していくという。

申請者 協力するということです。それはお金がかかるからすぐできるかわからんが。

会 長 もちろん、もちろん。

申請者 それで同意してます。

会 長 ということのようにです。

委 員 今回、賛同してくれた中にもそういう、不適格だけれど賛同しますよっていう人たちは業者さんの中に入っているのですか。

申請者 もちろん入っておりました。入っております。

会 長 市にお伺いしたい。反対の意見を出された方っていうのは、この会社の方だけですか。

事務局 そうです。●●は書面にて事前に反対の意見書を送られました。

会 長 という理解でよろしいですか。

関係者 私どもの3者は上げておりますが、ほかのところは。

会 長 それでは市は、ないってということですね。

事務局 こちらも前回11月の審議会でもお話させていただいたんですけども、3者反対を表明されてる方がいらっしゃるという。3者のうち2者はこちらの先ほど見せました工業団地協議会さんのほうが出された、署名書に反対と書かれてそれだけが送られてきました。●●さんからは、そちらプラス反対の意見書が送られてきました。

以上です。

会 長 しかし……はい、どうぞ。

関係者 私どもの書類で、事前に出させていただいた添付資料として、協議会さんがつくられました会報が23年の8月、9月、10月、11月、12月までですか、出してあります。これ、事実ですから事実でありませんとはおっしゃらないと思うんですが、これを工業団地会員の方、230社、また、この会報は必ず市役所に提出してるというふうに聞いておりますので、市役所の方、全部読むんですよ。ここに事実無根がほとんどある。これが虚偽の事実を流布すると。

これ読むと、とんでもない汚泥処理施設をつくらうとしてる計画があるというふうに普通に読めば、100人中100人、そういうふうに理解するわけです。そういうものを持って、計画は賛成ですか、反対ですかっておっしゃってるわけです。

もう1つ。これの続きの中に、汚泥処理施設建設に対する取り組みの中に、この地区、まちづくり計画があるんです、自分の会報の中にあるんですね。

申請者 明確にします、明確にします。

関係者 汚泥を反対する対策の中に、地区まちづくり計画をどんどん仕込んでいったというふうに取り取れます。

会 長 反対のための地区まちづくり計画であると、こういう認識。

関係者 会報にちゃんと証明してある、証明して書きちゃってますから。そういうふうの流れとしてなっておりますので、これ、先ほどターゲット論と言いたかないけれども、事実として、これまあ消せない事実として、既にもうそのように情報として皆さんのほうに伝わってるんじゃないでしょうか、ということなんです。

会 長 それについて申請者、何かご意見ありますか。

申請者 この会報というのは、むしろ市のほうにも出してます。私ども、補助金もらってますから、毎月の活動状況報告として出してるわけです。この審議会の方々には出しておりませんので、むやみやたらにあちこち配ってるわけじゃありません。

それから、書いてある内容は会員のために、こういう問題がありますよと、したがって、この辺についてどのように説明していきますかという趣旨なんです。だから、320号なんてまさにこういうものが出たよと、皆さんこういうこと、承知をして、それから関係者のほうに向かって説明を求めて行きましょうということなんです。それに対して事業者の方々は、僕らと3年たちますけど話し合ったのは20分。何の説明もないです。これはどういうことなのかと。だから当然、説明があればその後のからみが皆、変わってくるわけです。話し合っていけば。僕らのほうはそういう話もないし、結局はこれを監督するのは千葉県ですから、千葉県と相談をして、この問題についてどうですか、説明できてるんですかと、監督官庁として。できてないというから、じゃあ僕らと同じ次元ですねという話で、いろいろとこう、記載してるわけです。

だから決して根も葉もないとか、そんなことじゃなくて、説明責任も何も果たしてない、そういったところに大きな問題があって、何の説明もないわけだから、次から次へと、会員からすれば問題意識が大きくなって、出てきてる。それから説明会も開きましたけども、これは先ほど申し上げたように、協議会が開催をして説明してもらった。だけどそれは、皆それで納得したということじゃなくて、資料が配られた程度で、本当に安全だということはさっぱりわかりませんよということで終わってる話なんです。だから、私どもだけが悪いなんて言われると困るので、こんなところで争うことじゃないですからね。

会 長 今、手、拳がってるんで、簡潔に。

関係者 簡潔に言います。説明を受けてないとか、そういうターゲット論じゃなくて、あくまでもこれ、まちづくりのこの計画が妥当かどうか。妥当だって言ってる側と、妥当じゃないって言ってる我々だってあるわけですよ。ただ、その根拠には、今いろん

なことおっしゃいましたけど、あえて物を申しません。23年の7月25日に挨拶に行っただけです。8月の4日からこういった文面がスタートしてるんです。どういう説明をするんでしょうか。

会長 ちょっと待ってください。

もう、4時近いんで、どうするかをちょっと考えないといけない。会長が結論出せないで、終わった後、ちょっと審議委員だけでちょっと意見交換をしたい。もう意見出し尽くしたっていう感じではないのだけでも、争点だけは明確になってきたと。やっぱり手続き論と土地所有に対する、利用に対する侵害であると、とりわけこの計画で協議会さんから出された手続きの部分が強烈なのだと、こんなような話なので、権利侵害に当たるような項目がいっぱいあるのじゃないかと、こういうように多分言われてると。

それから、この計画案を出すに至って合意形成で手続き上はやっぱり問題があると、こう言われてるといことだろうと思うので、これについては、我々ももうちょっと精査をしたいなど、こういうふうに思ってるのと、もう1点はやっぱりそれぞれからちゃんと聞かないと、ここでいくら対峙しててもしょうがないんで、もうちょっと争点をちゃんとしたいなど。それから協議会さんには反論があるのであれば、できれば文書で出していただければ非常にありがたいなど、こう思ってるんで。今日の場合我々、どうも結論出せないなっていう気がしてるので、場合によってはもう1回開かないといけないという場面があると思いますが、これについて、了解はいただけますか。

関係者 異存ありません。

会長 そうですか。

関係者 1点だけお願いします。

争いたくて争ってるのか、そういうことじゃなくて、もう1回、この会報をぜひ委員の方に読んでいただきまして、そしたらこういった経緯がわかります。

会長 協議会さん、いいですか。場合によってはもう1回、やりたいなという可能性があるのです。

申請者 必要があれば問題ありません。

会長 わかりました。じゃあ、どういうやり方でやるかどうか、日付の日程調整含めて、これ、終わった後、事務局のほうから連絡をしていただきますので、そのときには、日程調整必要だと思いますが、ぜひお願いして、快く受けていただければというように思いますので、お願いしたいと思います。

協議会さんには先ほど言いました、関係者の方の文書について反論があるということだと思ってるので、いっぱいあるということのようなので、それが可能であれば文書にして事前に我々いただければ、読んでおくようにしますので、それで争点を明確にして、少し議論したいなとこう思ってるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

関係者 1つだけ、すみません、お願いがあるんですが。

あくまでも争点は、この審議会——ごめんなさい、まちづくりの素案に、提案のほうにさせていただかないと、私ども、刑事告訴しておりますので、要するに、警察を通じての要するに被告訴人です。内容についてのその、例えば反対などの争点は差し控えなくちゃいけません。それから民事訴訟の控訴をしておりますので、しなくちゃいけない。ですから、例えば我々の言ったことに対して言い分、あるかないかっていう論点よりも、これはまちづくりの計画素案はどういうもんなのかというふうにもっていただかないと、非常に立場的に私どもも、やっておりますので。

会 長 それがあったので、さっきから繰り返し言いますが、まちづくり計画案についての審議なんだと、事業者さんがこれからやろうとする行為に対しての審議の場ではないので、これは別の場でやっただく。裁判所だったり県が判断すべき話をここで判断できないので、繰り返しますが、まちづくり計画案が適切かどうかという最終判断を我々は、しないとイケないということを、再三申し上げると、こういうことです。繰り返します、それについての争点を絞って、次回是非やりたいなど、こう思っておるということです。一旦閉じた後、ちょっと審議委員だけで話したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[「はい」と呼ぶ者あり]

会 長 ということで、今日はお忙しい中ご出席いただきまして、あるいは熱心な議論いただきまして、ありがとうございました。